

補助条件等自己申告書【チャレンジ出店事業】

☆ 申請に該当する下記の条件について確認・承諾したものについて口にチェックしてください。

(①②⑤のチェック欄は必須。③④のチェック欄は該当者のみ)

① 共通項目

- 私(当社)は市税を完納しています。
- 補助対象区域内の事業です。
- 他の補助金との併用はしていません。
- 出店日から起算して1年を経過する日までの間、閉鎖及び閉店した場合補助金を返金します。
- 事業の状況について、市が指定する方法により報告します。
- 街のにぎわいの向上に資する市の施策並びに商店街組合や町内会等の取組に協力するよう努めます。
- 本町六丁目、本町七丁目、大町五丁目の区域に新店舗等を出店又は設置する場合、雁木及び町家との景観調和に配慮します。
- 「改装に係る資金計画書」で空き店舗等の所有者の負担分について確認しています。
- 補助金の交付決定を受けた場合には、市のホームページなどを通じて公表して構いません。

② 改装費及び備品購入費

- 新店舗等の床面積が2坪を超えていません。
- 改装費に駐車場の整備に係る工事は、入っていません。
- 補助対象経費となる改装費については、住居部分を除く改装工事に係る費用です
- 見積りは2以上の施工業者から取っており、最低価格の業者と工事契約を締結します。
- 見積施工業者は市内業者です。
- 工事にとまなう、関係法令(建築基準法、消防法等)を確認し、違反はありません。

③ 賃借料

- 空き店舗等の一部又は既に営業を行っている商業施設等の一部の区画の借上げに係るものです。
- 新店舗の事業に使用する車両又は新店舗への来店者の乗用車両の駐車に供する駐車場の借上げに係る賃借料です。

④ 商業施設、事務所

- 1週間に5日以上営業します。
- 営業日では午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業しています。
- 風俗業やパチンコ店、貸金業等の施設ではありません。

⑤ 添付書類

- 補助金交付申請書(第1号様式)
- 補助事業に係る事業計画書
- 資金収支計画書
- 市町村民税の納税証明書の写しまたは納税状況の調査に係る承諾書
- 新店舗等の位置図及びチャレンジ出店区画が分かる間取り図
- 改装前の写真
- 改装及び備品購入費に係る見積書の写し(2以上の施工業者)
- 改装に係る資金計画書
- 購入する備品の仕様が分かる書類(備品購入費がある場合)
- 賃貸借契約書の案又は見積書の写し

上記記載事項に誤りはありません。

申請者団体名及び氏名： _____